



付 錄

－中長期ビジョン－

－定 款－

中長期ビジョン(2013~2017)

1. はじめに

「ビジョン」とは何だろうか？

この問い合わせについて、世界で最初にコミュニティ財団を創設したクリーブランド・コミュニティ財団の関係者が来日した際、以下のようなボードを示してくれた。

Vision is having an acute sense of the possible.

It is seeing what others don't see.

And when those with similar vision are drawn together,
something extraordinary occurs.

下手な和訳をすると、以下のようになろうか。

ビジョンとは可能性に対する鋭い感覚を持つことだ。

それは、他の人々は見えていない何かを見ることだ。

そして、同じようなビジョンを共に描き合える仲間を得た時、
何か素晴らしいことが起こるのだ。

要は、今は見えてはいないものの、懸命に可能性を探り、共有できるビジョンを掲げることでこそ「素晴らしいこと」が起こせる、ということになる。

日本NPOセンターは、1996年秋の設立直後から市民活動促進法案の成立に向けて努力を重ね、それが1998年の特定非営利活動促進法成立につながったこともあり、これまで、比較的、特定非営利活動法人（俗に言う「NPO法人」）との関わりが多かった。

しかし、2008年の公益法人制度改革後、行政からの独立性を高めた公益社団／財団法人が数多く生まれ、また2011年の東日本大震災以降、短期間で設立できるメリットを活かして市民活動に取り組む一般社団法人も数多く生まれている。長い歴史と多くの構成員を有する協同組合の新たな挑戦も広がっているし、日本の元祖NPOとも言える仏教界などの宗教団体の中にも社会活動に積極的に取り組む宗派が増えている。

またその活動形態でも、ボランティア参加のプログラムを工夫したり多くの寄付者の参加を得て活動を進める団体、ビジネス手法を応用しつつ新しい仕組みを導入して社会改革を進める団体など、さまざまなスタイルで活動を進める団体が活躍するようになってきた。

さらに、社会貢献活動への熱心な取り組みをはじめ、CSRを事業全般で徹底し、公正さや積極的な情報公開を通じて顧客の共感を高める企業や、単なる安上がりの人材としてではなく自治の主体として市民を位置づけ、その参画を通じた地域課題解決に取り組む自治体、それに市民と政府のパイプ役を任ずる議員など、私たち市民活動を活性化する上で心強いパートナーを、全国各地に得ている。

以下、これから5年後を見通して日本NPOセンターとして目指すべき目標・ビジョンを示す。

このビジョンは、2010年に理事・評議員などで設立した「日本NPOセンターの未来を考えるタスクフォース（※1）」の答申を受け、代表理事と事務局で草稿を作成し、理事会、評議員会での議論を経て、まとめられたものだ。このビジョンを共に実現するために、これら多くの仲間・パートナーとの協働作業を進めていきたいと思う。

※1 7回の会合と合宿を経て、2011年10月の第46回理事会に答申された。

2. 5年後に日本NPOセンターが目指すべき姿

(1) 5年後の社会の姿の想定

まず、中期ビジョンの策定にあたり、5年後の日本社会の姿を想定してみたい。変化の激しい現代社会において、5年後の社会の姿を想定することも容易ではないが、現在の動向を踏まえた予想を列記してみよう。

- ・社会の高齢化が進展し要介護者と死亡者の増加が続く。特に「団塊の世代」が70歳を超え、認知症発症率が高まる後期高齢者世代も急増。社会的な介護コストは確実に増加する。
- ・高齢化に加え、未婚率、離婚率の上昇もあり、単身世帯が増加し続けている。2030年には生涯未婚者が25%を超える「2030年問題」が起こると予想する研究もある。かつては子どもを介して、地域社会との関係が広がる例も多かったが、この回路が機能しなくなりつつある。
- ・かつて社会問題解決の主要なアクターであった政府の果たせる役割は、扶助費、公債費などの義務的経費が増加し続け、裁量的経費の圧縮が続くため中長期的に低下せざるを得ない。しかも1時間あたり11億円を超えるまでになっている国債利払い費は、現在の超低金利状態が終われば急増する危険性も高く、国債利払いのために国家財政が破綻する懸念さえある。
- ・財政のひっ迫もあり、自治体でのNPOとの協働施策は、幅広い分野で広がるであろう。その際、財政面での対策を超えて、市民の自治力を高める施策としての展開が重要である。実際、住民は自治体の「顧客」であるだけではなく、本来、「自治の担い手」でもある。
- ・CSRへの関心が高まり、またCause Related Marketingの普及に見られるように「共感性」を重視する消費者が増加する中、企業も一層、能動的に社会貢献活動を展開していくことになろう。その際、NPOをパートナーとする取り組みも多く、同じ「民」の立場での連携はさらに進むと予想される。また、ブルーウオッシュ、グリーンウォッシュ^(※2)を監視するNPOの活動で、正当なCSRに取り組む企業が評価される動きも広がるだろう。
- ・長期的な労働力不足が見込まれ、外国籍住民は増加傾向にある^(※3)。政府が移民受け入れ政策を導入する可能性もある。NPOの中には多様な価値観や文化を体現する団体も多く、多文化共生社会を築く上で、重要な担い手となる。
- ・その一方で国力の相対的な低下と相まって、ナショナリズムの台頭がみられる。特に東アジアにおける国家関係は新たな調整局面にあり、不安定な関係が続く可能性が高い。この時代に偏狭なナショナリズムを克服し、日本社会の文化と伝統を尊重しつつ国際社会の間に信頼のかけ橋を築くため、共感という連結器で国境を越えたネットワークを構築し市民間での親善・協力関係を紡いでいくNPOの役割は、ますます重要になってくる。

※2 本質的に人権や環境への配慮を怠っているのに、人権配慮や環境配慮をしていると装うこと。

※3 リーマンショックの起こった2008年をピークに減少しているが、長期的には増加が見込まれる。

- ・今後、人々が支え合う新たなコミュニティの創造が重要な課題となってくる。テーマ型のコミュニティ組織とも言える有志型NPOへの注目が高まってくるであろう。この場合、多様な人々や生き方、価値観を排除せず、共感によってつながりあう関係作りを進めることが重要である。一方で、居住地域の共通性などを基盤とした地縁型NPOであるコミュニティ団体との連携も、改めて課題となってこよう。
- ・このような中、国民生活選好度調査などからも、東日本大震災以降、寄付やボランティア活動への関心が向上している。もっとも、2012年に内閣府が行った調査では、特定非営利活動法人の41%が事業活動に関わるボランティアが一人もおらず、さらに51%が1円の寄付金収入も得ていない。市民の意識とNPOの運営の実状には、大きな乖離がある。
- ・寄付、ボランティア活動、市民活動団体の立ち上げ、社会的消費の広がりなどは、社会問題の解決に向けた「市民の参加」を進めていくことになる。これは、社会問題に対する「当事者」としての意識を市民の間に広げることになる。
- ・おりしも、NPO支援税制が改正され、認定NPO法人の増加も加速しつつある。ボランティアコーディネーション力検定や認定ファンドレイザー資格試験など、市民の参加を進めるスタッフの専門職化を進める動きも広がり、またコミュニティ基金が各地に新設。休眠口座基金^(※4)が創設される可能性もあり、社会性の高い民間事業を支えるインフラストラクチャーは徐々に整備されるであろう。その一方で、専門性をもった組織など多様な支援組織の創設が進むとともに、支援組織間の競争が進む一方で、連携の動きも広がることも予想される。
- ・多様な立場の利害関係者の対話とそれぞれの行動で社会の課題を解決するマルチステークホルダー・プロセスが、「円卓会議」などの名称で、各地で取り組まれ始めている。政府・自治体だけに依存せず、それぞれの行動で主体的に課題を解決する手法で、その仕掛け役として中間支援組織の新たな役割の一つとなっていくことも考えられる。

(2) 日本NPOセンターのミッション

民間非営利セクターに関するインフラストラクチャー・オーガニゼーション(基盤的組織)として、NPOの社会的基盤の強化を図り、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざす。

(3) 5年後のNPOが目指す姿

次に、先に想定した5年後の日本社会において、個々のNPOがどのように変化しているのか、どのような姿であることが望ましいか、についてその特性を想定して列記する。

① NPOの社会的定着と信頼性の確保(信頼性)

- ・NPOが取り組みを評価され、同時に信頼できる組織として社会に定着する環境を創る。また、国内外のNPOが連携することにより、市民セクター全体の信頼が得られる環境を創る。

※4 「休眠口座」とは長期間、取引がなく預金者と連絡もとれない預金口座。現在、金融機関で益金処理され管理手数料が徴収されているが、これを「基金」化し、預金者が口座情報を確認しやすくしつつ、社会的事業への融資などに活用する構想がある。

②他のセクターでは取り組みにくい課題に対応するNPOの拡大(先駆性)

- ・行政や企業等の補完的な取り組みだけでなく、地域課題(ニーズ)をNPOならではの視点で発見し、その解決に向けた自主的(主体的)な取り組みをおこなうNPOが増加する。

③NPOの財源の多様化を図るための取り組みの定着(自立性)

- ・持続可能な組織として定着して継続的な取り組みを進めるために、個々の組織が財源の多様化を図り、同時に自己財源率を高め安定した組織運営を可能にする。

④地域生活に必要とされるNPOの取り組みの定着(地域性)

- ・地域主権の推進にあわせて、民間の非営利組織の取り組みにおいても、さらに市民の社会参画の機会を増やし、地域においてNPO等が市民主体の取り組みを積極的に広げる。

⑤マルチステークホルダー・プロセスの推進と定着(協働性)

- ・地域課題の新たな解決策を見出す機会の増加を目指し、地縁組織などを含めた多様な主体の参画と協働による取り組みを推進すると共に、みんなでルールを作る自治運営の手法を広める。

⑥社会に対してのメッセージの発信力の拡大(社会変革性)

- ・個々の組織が、日常的な事業推進だけではなく、常に社会に対しての問題意識を持ち、新しい仕組みや社会的な価値などについて、社会に提案する取り組みが広がる。

(4) 5年後の姿に対応すべく日本NPOセンターの取り組み

5年後の社会の姿の想定に挙げた各課題の解決のために、またNPOの姿を実現するために、われわれ日本NPOセンターが取り組むべく役割を次のように確定する。

①多様な手法による人材育成の充実

- ・NPOの担い手を拡げるために、新たな人材の巻き込みを進めると同時に、[NPO魂](市民運動性・社会変革性の意識)のある人材育成の充実を図る。

②各地域との連携の強化

- ・地域の情報収集に積極的に取り組み、それらの情報を整理した上で全国に発信する。
- ・各地の取り組みを伝えて回ることにより、地域のNPOの活性化に寄与する。

③地域のNPO支援センターとの連携の強化

- ・地域のNPO支援センター等との連携により、地域に必要な事業を実施する。
- ・支援センターの立ち位置の明確化に取り組む。

④調査研究の充実と政策提言の強化

- ・実践による経験知をベースにした調査研究を進め、その結果を政策提言や新規事業推進へつなげる仕組みを構築する。同時に大学や研究機関と連携した取り組みも模索する。

⑤ 海外のNPO等との連携の強化

- ・グローバル化が進む中で、国内の課題解決のみに終始するのではなく、地球的規模の課題等に対する取り組みへも積極的に参加し、国内外のNPOに対して関連情報の受発信を行う。

⑥ メディアを通じての情報発信の強化

- ・既存メディアの更なる活用を積極的に行うと共に、独自メディア媒体の共同開発を検討する。

(5) 日本NPOセンターのコアバリューの取り組み

先に提示した日本NPOセンターの組織運営および事業推進において、常に意識して取り組む姿勢を次のように定める。

- ・あらゆる意味で排除、抑圧されている人に寄り添うこと（連帶）
- ・市民の当事者意識や参加を大切にすること
- ・目の前の事業だけに終始するのではなく、社会のあり方、構造に切り込むこと
- ・現場のリアリティを最優先にすること
- ・多様性、少数意見を尊重すること
- ・情報公開を行い、説明責任を果たすこと
- ・開かれた議論の場を創ること

3. 5年後をイメージした組織の組み立て体制方針

(1) 安定した雇用体制の整備とスタッフの教育機会の整備

① 安心して働く組織としての労務環境等の整備

- ・就業規則の改定：65歳定年、各種手当の見直しなど
- ・労務関連の各種規定の策定：給与規定の改定、昇給制度の整備など

② 経験年数別の研修の実施と自主研修等の奨励

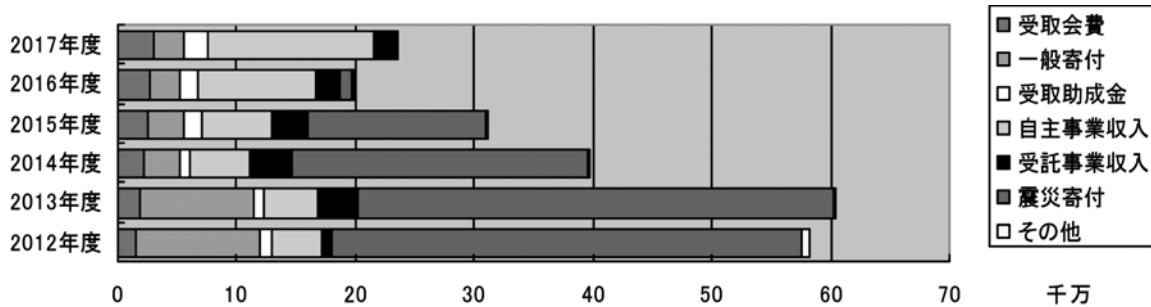
- ・研修体系の整備（OJT、外部研修など）
- ・資格取得や大学院での研究などの経費負担

③ 多様な雇用形態の検討

- ・期間限定の事業においては嘱託職員の登用を基本とするなど、雇用形態を弾力的にする
- ・雇用以外の形態としてインターン制度の検討

(2) 安定財源の確保のための仕組み整備と自己財源率の拡大

① 今後、5年間の収入予測



② 自己財源の拡大

震災復興関連事業の終了期に伴い、自己財源の確保が急務となる。

・収益事業の拡大

TechSoupをはじめ、NPOの活動環境を整えつつも、センターとして収益を伸ばすことのできる事業について検討し、実施する。

・安定財源としての会費・寄付の拡大

事業規模の拡大に伴い、組織を支援する財源である会費や寄付を積極的に募り、多くの人に支えられる組織としての自己財源率の拡大を図る。また、自動引き落としやクレジット決済など各種システム整備に努める。

・会員以外の支援制度の創設の検討

③ 組織拡大に伴う事務所の移転(拡大)

(3) 総務・労務関係

・各種規定の見直しと整備(就業規則、経理規程など)

(4) 法人運営関連

- ・2016年には認定NPO法人格の最初の認定期間が終了するため、再取得をめざす。
- ・2016年に20周年を迎えるため、記念基金をはじめとして、記念事業を企画・実施する。

定款

1999年5月31日 東京都知事認証
1999年6月1日 法人登記
2002年1月24日 第2条変更
2008年9月30日 第15条第4項追加

2009年11月25日 第26条、第35条、第38条第3項変更
2014年9月10日 第1条第1項、第20条第1項第1号および
第2号、第46条第1項ないし第3項、
第47条第1項および第2項変更

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本NPOセンターという。
- 2 この法人の英文名は、Japan NPO Centerとする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、東京都千代田区に事務所を置く。

(目 的)

- 第3条 この法人は、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、分野や地域を超えた民間非営利組織(NPO)の活動基盤の強化と、それらと企業および政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表2に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動を行う。

(特定非営利活動に係わる事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1)各分野、各地域の民間非営利活動、または企業および政府・地方公共団体における民間非営利組織への支援活動等に関する国内外の情報の収集およびその公開と発信
- (2)各分野、各地域の民間非営利活動、または企業および政府・地方公共団体における民間非営利組織への支援活動等を推進するためのコンサルテーションおよびコーディネーション
- (3)各分野、各地域の民間非営利活動の関係者および民間非営利活動に関わる企業や政府・地方公共団体の関係者との交流とそれらに対する研修
- (4)民間非営利活動関連分野における調査研究および政策提言とその実現のための事業
- (5)国内外の民間非営利組織とのネットワークの推進

- (6)その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団が正会員となるときには、その団体名をもって法上の社員とする。
- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの
- (2)準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの
- 2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入 会)

- 第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
- 2 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
- 3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

- 第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。
- 2 年会費の額は、総会で定める。

(退 会)

- 第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができます。
- 2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
- (1)死亡または失踪宣告を受けたとき
- (2)解散したとき
- (3)破産宣告を受けたとき
- (4)会費を2年にわたって納入しないとき

2015年10月22日 第20条、第26条第1項および第2項、
第35条第1項および第2項、第40条第2項、
第42条第4号ないし第6号、
第48条第1項を変更、同第2項を追加、
第49条第5号を変更

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。
- (1)この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
 - (2)この法人の定款または規定に違反したとき

(提出金品の不返還)

- 第11条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
- (1)理事 10名以上20名以内
 - (2)監事 2名以上3名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を常務理事とし、必要なときに理事会の議決を経て2名以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

- 第13条 役員は、正会員(団体にあっては、その代表者または役職員)のなかから総会の議決により選任する。
- 2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
 - 3 代表理事、副代表理事および常務理事は理事会において互選する。
 - 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときには、代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること
 - (3)理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4)前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
 - (5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。
 - 4 代表理事は、理事としての任期満了の場合においても、理事として再任されたときまたは第15条第3項により理事としての任にあるものとされるときは、後任の代表理事が就任するまで、なおその任にあるものとする。副代表理事の場合も同様とする。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。
- (1)職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

- 第17条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員の報酬の額は、総会の議決を経て定める。
 - 3 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

- 第18条 会議は、総会および理事会とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第20条 総会は、この定款に定めるものほか、次の事項を議決する。
- (1)事業計画および予算ならびにその変更
 - (2)事業報告および決算
 - (3)その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1)理事会が必要と認めたとき
 - (2)正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3)監事が請求したとき

(総会の招集)

- 第22条 総会は、この定款に定めるものほか、代表理事が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(総会の定足数)

- 第23条 総会は、正会員過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

- 第25条 総会の議事は、この定款に定めるものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
 - 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の書面表決等)

- 第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第23条および第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第27条 総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

- 第29条 理事会は、この定款に定めるものほか、次の事項を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他この法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるものほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第32条および第34条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

第37条 この法人には、評議員を置く。

- 2 評議員は、総会の議決により15名以上30名以内を選任し、代表理事がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第15条、第16条および第17条第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は、代表理事が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 議事録には、議長および出席した評議員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第6章 委員会等

(委員会等)

第39条 この法人は、業務企画の推進のために、企画運営委員会および専門部会等(以下「委員会等」という)の委員会を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 事務局

(設置および職員の任免)

第40条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名および職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

(組織および運営)

第41条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収益
- (5)資産から生じる収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

2 この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書および活動予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書に関する書類は、代表理事が事業終了後に遅滞なくこれを作成し、

監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で承認を得なければならない。

- 2 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうちで前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第10章 解散および合併

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1)総会の議決
 - (2)目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産手続開始の決定
 - (6)所轄庁による認証の取消
- 2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
- 3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が解散のときに有する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第51条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

第11章 雜 則

(委 任)

第52条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公 告)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日(以下「設立日」という)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で定める。
- 3 この法人の設立当初の役員および役職は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から2000年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の評議員は、第37条第1項の規定にかかわらず、法人設立後最初に開かれる総会で選任するものとする。
- 5 この法人の設立年度の事業計画および収支予算是、第20条第1項第1号および第46条第1項の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立日から2000年3月31日までとする。

別 表 設立当初の役員

役 職	氏 名
代表理事	星野 昌子
副代表理事	播磨 靖夫
常務理事	早瀬 昇
常務理事	山岡 義典
理事	加藤 哲夫
理事	川村 耕太郎
理事	高比良 正司
理事	萩原 喜之
理事	本間 正明
理事	松山 政司
理事	山崎 美貴子
理事	山本 正
理事	和田 龍幸
監事	雨宮 孝子
監事	藤間 秋男

附 則

この定款は2002年1月24日から施行する。
(2002年1月24日、臨時総会にて、第2条「この法人は、東京都渋谷区に事務所を置く。」を「この法人は、東京都千代田区に事務所を置く。」に変更。)

附 則

この定款は2008年9月30日から施行する。
(2008年5月23日、第10回通常総会にて、第15条(任期)に第4項を追加。)

附 則

この定款は2009年11月25日から施行する。
(2009年5月28日、第11回通常総会にて、第26条(総会の書面表決等)を変更、第35条(理事会の書面表決等)を変更、定款第38条(評議員会)第3項を変更。)

附 則

この定款は2014年9月10日から施行する。
(2014年5月23日、第16回通常総会にて、第1条(名称)第1項を変更、第20条(総会の機能)第1項第1号および第2号を変更、定款第46条(事業計画および予算)第1項ないし第3項を変更、定款第47条(事業報告および決算)第1項および第2項を変更。)

附 則

この定款は2015年10月22日から施行する。
(2015年5月28日、第17回通常総会にて、第20条(総会の機能)を変更、第26条(総会の書面表決等)第1項および第2項を変更、第35条(理事会の書面表決等)第1項および第2項を変更、第40条(設置および職員の任免)第2項を変更、第42条(資産の構成)第4号ないし第6号を変更、第48条(定款の変更)第1項を変更、同第2項を追加、第49条(解散)第5号を変更。)



会員規定

1999年6月1日 施行
2002年5月24日 第6条(3)追加

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

(1)正会員

個人会員	年会費1口1万円を1口以上
団体会員	
民間非営利組織(NPO)	年会費1口1万円を1口以上
行政組織(政府・地方公共団体等)	年会費1口5万円を1口以上
営利組織(企業等)	年会費1口10万円を1口以上

(2)準会員

個人会員および団体会員	年会費1口5千円を1口以上
-------------	---------------

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途中に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1)正会員は総会への出席
- (2)事業活動への参加
- (3)NPO会員にあっては、その積極的な情報公開

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。